株 式 取 扱 規 程

第 1 章 総 則

(目 的)

- 第 1 条 当会社の振替株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料、株主の権利行使に際 しての手続等については、定款の規定に基づき、この規程の定めるところによるほか、振替 機関である株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)ならびに口座管理機関である 証券会社および信託銀行等(以下「証券会社等」という。)の定めるところによる。
 - 2. 当会社および当会社が指定した信託銀行との間で締結した契約に基づき開設された特別口座の取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等は、この規程の定めるところによるほか、当該信託銀行の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第 2 条 当会社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UF J信託銀行株式会社

同事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(請求または届出)

- 第 3 条 この規程による請求または届出は、当会社の定める書式によるものとする。ただし、当該 請求または届出が証券会社等および機構を経由して行われる場合ならびに第 24 条第 1 項に 定める場合は、この限りでない。
 - 2. 前項の請求または届出について、代理人より行うときは代理権を証明する書面を、保佐人または補助人の同意を要するときは同意を証明する書面を、提出しなければならない。
 - 3. 当会社は、第1項の請求または届出が証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由して行われた場合には、当該請求または届出が株主からなされたものとみなして取扱うことができるものとする。
 - 4. 当会社は、第1項の請求または届出をした者に対し、その者が株主または代理人であること を証明する資料の提出を求めることができるものとする。
 - 5. 当会社は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第1項の請求また は届出を受理しない。

第 2 章 株主名簿への記載または記録等

(株主名簿への記載または記録)

- 第 4 条 当会社は、機構より受領する総株主通知に基づき株主名簿への記載または記録を行う。
 - 2. 当会社は、株主名簿に記載または記録される者(以下「株主等」という。)の住所の変更の通知その他株主名簿記載事項の変更に関する通知を受領した場合には、当該通知に基づき株主名簿への記載または記録を変更する。
 - 3.前2項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、株主名簿への記載または記録を行う。

(株主名簿に使用する文字等)

第 5 条 当会社の株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記載または記録するものとする。

(新株予約権原簿への記載または記録等)

- 第 6 条 新株予約権原簿への記載または記録、新株予約権に係る質権の登録、移転または抹消、信 託財産の表示または抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行うものとする。
 - 2. 前項に定めるほか、新株予約権の取扱いについては別途定めることができる。

第 3 章 諸 届

(株主等の住所および氏名または名称の届出)

- 第 7 条 株主等は、住所および氏名または名称を当会社に届け出なければならない。
 - 2. 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(外国居住株主等の届出)

- 第 8 条 外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するかまたは通知を受ける場所を 定めて、これを届け出なければならない。
 - 2. 常任代理人は、前条第1項の株主等に含まれるものとする。
 - 3. 第1項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(法人の代表者)

- 第 9 条 株主等が法人であるときは、その代表者1名の役職名および氏名を届け出なければならない。
 - 2. 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(共有振替株式の代表者)

- 第 1 0 条 振替株式を共有する株主は、その代表者 1 名を定めてその住所および氏名または名称を届け出なければならない。
 - 2. 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(法定代理人)

- 第 1 1 条 親権者または後見人等の法定代理人があるときは、法定代理人の住所および氏名または名 称を届け出なければならない。
 - 2. 前項の届出、変更または解除は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。 ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(その他の届出)

- 第 1 2 条 第 7 条から前条までに規定する届出のほか、当会社に届出をする場合には、当会社が特段 の方法を指定しない限り、証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由して届け出る ものとする。ただし、第 4 条第 3 項に定める場合はこの限りでない。
 - 2. 証券会社等で受理または取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して届け出るものとする。

(新株予約権者の届出事項等)

第 1 3 条 当会社の新株予約権原簿に記載または記録される者の届出事項およびその届出方法については第7条から前条までの規定を準用する。ただし、第6条第2項による別途の定めがない限り、届出先は株主名簿管理人とする。

第 4 章 単元未満株式の買取り

(買取請求の方法)

第 1 4 条 単元未満の振替株式(以下「単元未満株式」という。)の買取りを請求するときは、機構の 定めるところにより、証券会社等および機構を経由して行うものとする。

(買取価格の決定)

- 第 1 5 条 単元未満株式の買取単価は、前条の請求が、第 2 条に定める株主名簿管理人事務取扱場所 に到達した日の株式会社東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、 その日に同市場において売買取引が成立しなかったときは、その後最初になされた売買取引 の成立価格とする。
 - 2. 前項による買取単価に、買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払い)

- 第 1 6 条 当会社は、当会社が別途定めた場合を除き、買取価格の決定日の翌日から起算して 4 営業 日目に、買取請求者に買取代金を支払う。
 - 2. 前項の場合、買取価格が剰余金の配当、株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに支払う。

(買取株式の移転)

第 1 7 条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条の規定による買取代金の支払い手続を完了した日 に当会社の口座に振り替えられるものとする。

第 5 章 単元未満株式の買増し

(買増請求の方法)

第 1 8 条 単元未満株式の買増しを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および 機構を経由して行うものとする。

(買増請求の制限)

第 1 9 条 同一日になされた買増請求の合計株式数が、買増請求のために保有する自己株式数を超えるときは、買増請求の効力は生じないものとする。

(買増価格の決定)

- 第20条 単元未満株式の買増単価は、第18条の請求が、第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場 所に到達した日の株式会社東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、 その日に売買取引が成立しなかったときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とす る。
 - 2. 前項による買増単価に、買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

(買増株式の移転の時期)

第 2 1 条 買増請求を受けた単元未満株式は、買増代金が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれた ことを確認した日に買増請求者の口座に対する振替の申請を行うものとする。

(買増請求の受付停止)

- 第 2 2 条 当会社は、次の各号に定める日から起算して 10 営業日前の日から当該各号に定める日までの間、買増請求の受付を停止する。
 - (1) 3月31日
 - (2)9月30日
 - (3) その他の株主確定日

2. 前項のほか、当会社または機構が必要と認めるときは、買増請求の受付を停止することができる。

第 6 章 株主権の行使方法

(書面交付請求および異議申述)

第 2 3 条 会社法第 325 条の 5 第 1 項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求(以下「書面交付請求」という。) および同条第 5 項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等および機構を通じてする場合は、証券会社等および機構が定めるところによるものとする。

(少数株主権等の行使方法)

- 第 2 4 条 社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第 147 条第 4 項に定める少数 株主権等を当会社に対して直接行使するときは、個別株主通知(振替法第 154 条第 3 項に定め る通知をいう。)の申出をしたうえ、記名押印した書面により行うものとする。ただし、外国 人は署名をもって記名押印に代えることができる。
 - 2. 前項の少数株主権等の行使については、第3条第2項、第4項および第5項を適用するものとする。

(株主提案議案の株主総会参考書類記載)

- 第 2 5 条 株主総会の議案が株主の提出によるものである場合、会社法施行規則第 93 条第 1 項により当会社が定める分量は以下の通りとする。
 - (1) 提案の理由

各議案ごとに400字

(2) 提案する議案が役員選任議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項 各候補者ごとに400字

(手数料)

- 第26条 当会社の振替株式の取扱いに関する手数料は、無料とする。
 - 2. 株主等が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

第8章 付 則

(規程の変更)

第27条 この規程の変更は、取締役会の決議によるものとする。

(主管部門)

第28条 この規程の主管部門は総務部とし、この規程の適正な運用・維持については、総務部長の 責任において行われるものとする。

(実施日)

第29条 この規程は、令和4年9月1日より実施する。

制定 昭和50年 6月 1日 実 施 昭和50年 6月 1日 改正 昭和57年 6月29日 昭和58年 7月 1日 平成 4年 4月 1日 IJ IJ 平成 5年 1月22日 平成11年10月 1日 IJ IJ 平成13年10月 1日 平成14年 6月25日 IJ 平成15年 4月 1日 IJ 平成15年 6月27日 IJ IJ 平成16年 6月24日 平成17年10月 1日 IJ 平成18年 5月 1日 IJ 平成21年 1月 5日 IJ IJ 平成22年 1月 6日 平成25年 7月16日 IJ 令和 3年 8月 5日 IJ 令和 4年 9月 1日